### 品川区チャレンジマート事業助成金交付要綱

制定 平成11年10月25日 区長決定 要綱第 118号 改正 平成13年5月11日 区長決定 要綱第 137号 改正 平成15年6月24日 区長決定 要綱第 59号 改正 平成20年7月11日 区長決定 要綱第 128号 改正 平成21年7月28日 区長決定 要綱第 370号 改正 平成22年4月23日 区長決定 要綱第 69号 改正 平成23年5月30日 区長決定 要綱第 79号 改正 平成26年4月1日 区長決定 要綱第 75号 改正 平成27年4月1日 区長決定 要綱第 400号 改正 平成28年4月1日 区長決定 要綱第 188号 改正 平成29年4月1日 区長決定 要綱第 73号 改正 平成29年4月1日 区長決定 要綱第 73号 改正 平成29年4月1日 区長決定 要綱第 73号 改正 平成30年4月1日 区長決定 要綱第 128号 改正 平成31年4月1日 区長決定 要綱第 200号

(目的)

第1条 この要綱は、商店街が空き店舗の解消と集客力の向上を図るために実施する事業を支援することにより、区内商店街の活性化に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づく品川区チャレンジマート事業助成金および空き店舗解消支援事業助成金(以下「助成金」という。)の交付を申請することができる者(以下「助成対象者」という。)は、区内の商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合(区内全域を街区とする事業協同組合を除く)および未組織商店街(以下「商店街振興組合等」という。)とする。

(チャレンジマート事業の助成)

- 第3条 区長は、助成対象者が実施する次の各号に定める要件を備える事業で、「東京都商店 街チャレンジ戦略支援事業」として採択された事業に対し、その事業に係る経費の一部とし て、助成金を交付する。
  - (1) 第1条の目的を達成する事業であること。
  - (2) 前条各号に規定する者により実施される事業であること。
  - (3) 商店街内の空き店舗を活用する事業であること。
- 2 区長は、前項と合わせて行うイベント事業について、前項の事業に係る経費の一部として助成金を交付することができる。

(空き店舗解消支援事業の助成)

第4条 区長は、助成対象者が実施する次の各号に定める要件を備える事業で必要と認める場合は、「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業」の採択なしに、その事業に係る経費の一部

として「空き店舗解消支援事業助成金」を交付する。

- (1) 第1条の目的を達成する事業であること。
- (2) 第2条各号に規定する者により実施される事業であること。
- (3) 商店街内の空き店舗を活用するために、店舗の居住部分と店舗部分を分離する整備事業であること。

(助成金の対象経費)

第5条 助成金の対象経費は、当該事業に要する経費(以下「助成対象経費」という。)のうち、別表に掲げるものとする。

(助成金の額)

- 第6条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表に定める限度額と、助成対象経費に別表 に定める助成率を乗じた額(1千円未満の端数は切り捨て)を比較し、いずれか低い額とする。 (業者選定委員会の設置)
- 第7条 助成対象者は、助成事業の全部または一部を専門業者(以下「業者」という。)に請け負わせ、または委託して実施しようとする場合は、原則として複数の業者から選定するものとし、その選定にあたっては、区長の指導のもとにあらかじめ業者選定委員会を設置し、その議を経て業者を選定するものとする。
- 2 前項の業者選定委員会は、商店街振興組合等の構成員(当該請負または委託の対象業者は除く。)3名以上で組織するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書(第1号様式)により区長に提出しなければならない。ただし、助成対象者である商店街振興組合等のうち未組織商店街(以下「未組織商店街」という。)が、第3条に定める事業を実施する場合については、助成金交付申請書に加えて、会則または規約ならびに役員名簿ならびに24箇月分の決算書および関係帳簿(以下「会則等」という。)を合わせて区長に提出するものとする。なお、会則等を提出しない未組織商店街については、当該事業に係る助成金の交付を受けることはできないものとする。

(助成金の交付決定)

- 第9条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書(第2号様式)により当該助成対象者(以下「助成事業者」という。)に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成事業の内容変更等)

- 第10条 助成事業者は、事業の内容を変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(第3号様式)により区長に申請しなければならない。ただし、 軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等 承認決定通知書(第4号様式)により助成事業者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないときまたは助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに理由その他必要な事項を区長に報告し、その指示を受けなけれ

ばならない。

(非常災害の場合の処置)

第12条 区長は、助成事業者が非常災害等により被害を受けたため助成事業の遂行が困難となったときは、必要に応じ、特別な措置を指示するものとする。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。)または助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

- 第14条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第6号様式)により助成事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した経費の額または 交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

(助成金の請求)

第15条 助成事業者は、前条の通知を受けた場合には、速やかに請求書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の概算払い)

第16条 助成事業者は、前条の規定にかかわらず、助成金の概算払いを受けようとするときは、 概算払請求書(第8号様式)により区長に申請しなければならない。この場合において、第 14条の規定する助成金が確定したときは、速やかに助成金精算書(第9号様式)により精算 しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

- 第17条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに品川区チャレンジマート事業助成金に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(第10号様式)により区長に提出しなければならない。
- 2 前項の報告があった場合には、区長は、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還 を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第18条 区長は、助成事業者が次の各号いずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部 または一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- 2 前項の規定は第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(契約の相手業者に対する処分)

第19条 前条第1号に該当する行為に関与した請負または委託契約の相手業者は、その事実が 判明したときから1年間、助成事業の契約の相手業者となることができない。 (助成金の返還)

- 第20条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分 に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
- 2 区長は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定をした場合において、既にその額 を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金および延滞金)

- 第21条 区長は、第18条の規定により、この助成金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額(一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。)につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満は切り捨てるものとする。)を納付させるものとする。
- 2 助成金の返還を命じた場合において、納期日までに助成金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合は切り捨てるものとする。)を納付させるものとする。
- 3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合と する。

(違約加算金の計算)

- 第22条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、 返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じ た額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さか のぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した 金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助 成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23条 第21条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(資産処分承認等)

- 第24条 助成事業者は、取得した資産または効用の増加した資産(以下「取得財産等」という。)について台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。
- 2 助成事業者は、別に定める期日までの間、取得財産等のうち取得価格または効用の増加した価格が50万円以上のものを交付目的に反して使用し、貸し付け、譲渡し、交換し、または債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ資産処分承認申請書(第11号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 区長は、前項の承認をした場合において、助成事業者に取得財産等の処分により収入があるときは、既に交付している助成金の額を限度として、当該収入の全部または一部を納付さ

せることができる。

4 助成事業者は、助成事業の終了後5年間、常に助成事業の内容等を公開できるよう資料を 整備しなければならない。

(助成金の経理等)

第25条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第26条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第27条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については品川区補助金等交付規則(昭和39年4月1日規則第4号)、品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱(平成15年6月24日要綱第160号)、品川区商店街活性化推進事業助成金交付要綱(平成7年5月1日要綱第50号)および東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱(平成15年3月26日14産労商地第1643号)の規定を適用する。

(委任)

第28条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付則

この要綱は、平成11年10月25日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年度に改正前の品川区チャレンジマート事業助成金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)の適用を受けた商店街振興組合等については、改正前の要綱の適用を受けるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

- この要綱は、平成27年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、平成28年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、平成29年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、平成30年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

## 別表 (第5条および第6条関係)

1. チャレンジマート事業助成金の対象経費、助成率および限度額

. ノヤレンフマード争未助风金の対象腔負、	切成学やよい放送領	
区分	助 成 率	限度額
施設整備費	2/3以内	500万円
施設整備費 (新たに法人化した商店街)※1	5/6以内 ※2	625万円 ※2
販売促進経費	2/3以内	200万円
販売促進経費 (新たに法人化した商店街)※1	5/6以内 ※2	250万円 ※2
店舗賃借料(連続する36ヶ月分) (振込手数料含む)	2/3以内	月額20万円
店舗賃借料(連続する36ヶ月分) (振込手数料含む) (新たに法人化した商店街)※1	5/6以内 ※2	月額25万円 ※2
助成対象者が直接雇用した場合の人件費 (事業開始日から36ヶ月を限度) (振込手数料含む)	2/3以内	月額10万円
助成対象者が直接雇用した場合の人件費 (事業開始日から36ヶ月を限度) (振込手数料含む) (新たに法人化した商店街)※1	5/6以内 ※2	月額12.5万※2

- ※1 「新たに法人化した商店街」とは、商店街振興組合法(昭和37年法律第141 号)に基づく商店街振興組合または中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181 号)に基づく事業協同組合であって、新たに設立されたものをいう。
- ※2 新たに法人化した当該年度または翌年度に限り適用する。
- ※3 店舗賃借料および空き店舗活用に係る助成対象者が直接雇用した場合の人件費の起 算日となる事業開始日とは、事業実施のための賃貸料又は人件費いずれか早い方の支 払いが発生した月初をいい、各経費の補助期間の終期は同一とする。

### 2. 空き店舗解消支援事業助成金の対象経費および限度額

区 分	助成率	限度額
トイレ、出入口、壁面等の増設・改修等経費	2/3以内	100万円

品	Ш	区	長	あて
ЦΠ	711	$\sim$	1X	$\alpha$ )

商店街名	
代表者	
役職名・氏名	
住所	

助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

- 1 商店街振興事業名 品川区チャレンジマート事業 ( )
- 3 事業内容 (1)計画書 別紙1
  - (2) 予算書 別紙 2
- 4 担 当 者 (1) 氏 名
  - (2) 連絡先

電話番号 : FAX番号: メールアト・レス :

苺	店	紺	振	駔	事	業	夕
181	/Ш	141	1/1/2	~~		$\sim$	∕⊔

l I				
1 事業名				
2 商店街名				
3 事業の目的及び具体的な	2内容			
① 目的及び内容				
②実施スケジュール				
年月	引 から	年	月	まで
	•	,	,,	G
③事業計画(継続性のある	る事業等の場合)※助原	<b></b> 成期間終了後も	含む、事業の	全体計画
		-6 H		
④数量(施設を整備する事	事業、顧客利使機能の	強化を図るた	めの事業等	もの場合)
   ⑤設置年度、前回改修・▷	区助成金受給の有無(	既存施設の改	(修事業等の	)場合)
(設置年度)	年度	2 - 11 12 2		
(前回改修)有・無(有	すの場合 年度改修)			
(区助成金受給)有・無	無(有の場合 設置時	・前回改修時	<b>=</b> )	
⑥政策課題対応型商店街事				
有・無(有の場合 申請	<b>青</b> 予定事業名:	甲請予定額	!:	円)
4 期待される効果				

商店街名	
------	--

(単位:円)

						(TE: 11)
経費名称	数量	単価	金額	対象経費	<b>社会从</b> 汉弗	備考
				刈多柱負	対象外経費	
合		計				
			総事業費計 A	対象経費計 B		

助成対象経費 (=B)	助成金交付申請額C (=B×助成率)	商店街負担額 D (=A-C)

## 「助成金交付申請額 C」

※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります

※算出した額が限度額を超過した場合、限度額が助成金交付申請額となります

区分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Dの内訳				

	年	文月	書番	号日
`	下記の	とおり	決定	しか

第2号様式(第9条関係	系)				
				文書番号	클
			年	月日	3
商店街名					
代表者					
役職名・氏名	様				
		品川区長			
		四川凸天			
	助成金交付	决定通知書			
年 月	日付で申請があった助	成金の交付について、	下記のと	おり決定し	7 ر
ので通知します。					
		_			
	ā	1			
	D III E A	1 <del>+</del> 4 (		,	
1 商店街振興事業名	品川区ナヤレ、	ンジマート事業(		)	
2 事 業 名					
- 7 N H	-				

円

3 交付決定金額

品	Ш	X	長	あて
ΗН	7'1	<u></u>	11	$\alpha$

商店街名	
代表者	
役職名・氏名	
住 所	

## 変更等承認申請書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定の通知があった助成事業の内容を変更 (\*中止) したいので、下記のとおり申請します。

記

- 商店街振興事業名 品川区チャレンジマート事業(
   事業名
- 3 変更 (\*中止)の内容
- 4 変更 (\*中止) の理由

3 承認内容

4 付帯条件

第4	- 号様式(第 10 条関係)						
						文	書番号
	<b>活</b> 街名				年	月	日
代表 役	き者 は職名・氏名	様					
				品川区長			
		変更等承認	&決定通知書				
おり	年 月 日付で申 承認します。	甲請があった助成事	事業の内容の	変更(*中止	)につい	て、	下記のと
			記				
1	商店街振興事業名	品川区チャレンシ	<b>ジマート事業</b>	(			)
2	事業名						

品川区長あ	7
-------	---

商店街名	
代表者	
役職名・氏名	
住 所	

# 実績報告書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知のあった助成事業が 完了 したので、下記のとおり報告します。

記

- 商店街振興事業名 品川区チャレンジマート事業(
   事業名
- 3 実施事業の報告 (1) 実施報告書 別紙 1(2) 決算書 別紙 2
- 4 担 当 者 (1) 氏 名
  - (2) 連絡先

電話番号 : FAX番号: メールアト・レス :

商	店街振	酮	車	業	夂
		X <del>Ji</del> fe	=	*	<i>-</i> 1 1

1	商	店	街	名
	FJ /	$\mathbf{H}$	山」	$^{\prime}$

- 2 事業名
- 3 実施期間
- 年 月 日 から 年 月 日まで

- 4 事業の具体的な内容
  - 内容
  - ② 今後の事業計画(継続性のある事業の場合)※助成期間終了後も含む、事業の全体計画
  - ③ 数量(施設整備事業、案内板設置事業等の場合)
  - ④ 収益事業の有無 有・無
- 5 事業実施後の効果

6 経費(単位:円)

タサロ ハ	総事業費	総事業費 総事業費(a)				
経費区分	(交付申請時)	(実績報告時)	対象経費(b)	対象外経費	増減の主な理由	
計						

\*増減の主な理由欄は、区分ごとに概ね2割以上の増減で記載

(収益事業の内容)

内容	金額
計 (f)	

(商店街負担額の内訳)

区分	金額(e)
積立金	
負担金	
借入金	
その他	
計	

総事業費	対象経費	都補助額	区助成額	商店街負担額
(a)	(b-f)	(c)	(d)	(e=a-c-d)

商店街名		

(単位:円)

(+12.11						
備考	対象外経費	対象経費	金額	単価	数量	経費名称
				計		合
•		対象経費計 B	総事業費計 A			
	<u>-</u>					

助成対象経費 D	助成金確定額 E	商店街負担額 F
(=B-C)	(=D×助成率)	(=A-E)
_		

## 「助成金確定額 <u>E</u>」

- ※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります
- ※算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります

# 業者選定経過調書

	設置年月日	年	月	日設置
業者選定委員会	委員等 氏名 (商店街での役職名) (3名以上)	委員長委員		

	選定方法	1	見積合わせ	<u>†</u> 2	コンペ	3競争入札	4その他
	仕様提示日 (又は現場説明会日)		年 月 実施場所		<b>尾施</b>		)
		1.					
	参加業者名	2.					
業者	(見積徴収業者名)	3.					
選		4.					
定の	見積合わせ等実施日		年 月 実施場所	月 日	実施		)
経	選定業者名						
過	選定理由						
	理事会への報告		年 月	日			
	組合員への周知		年 月	日			により周知

上記の経過により業者を選定しました。	商店街名:
	代表者氏名:

年	Ē	文書 月	番号 日
	是出さぇ れに付		
_			)

商店街名 代表者 役職名・氏名

様

品川区長

## 助成金額確定通知書

年 月 日付 文書番号 で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1	<b>尚占街振興事業名</b>	品川区ナヤレンシマート事業(	)
2	事 業 名		
3	助成金確定額		
	(1) 交付決定金額	円	
	(2) 確定額	円	

商	店街名	
代	表者	
	役職名・氏名	
住	所	

### 請求書

年 月 日付 文書番号 で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

口	111	12	≓.	あ	-
	Ш	$\triangle$	又	(1)	7

商店	街名	
代表	者	
役耶	職名・氏名	 F
住	所	

## 概算払請求書

年 月 日付 文書番号 をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり請求します。

記

円

- 1 商店街振興事業名 品川区チャレンジマート事業 ( )
- 2 事業名

4 請求額

- 3 概算払請求理由
- (内訳)

   交付決定額
   円

   概算払受領済額
   円

   今回請求額
   円

   残額
   円

品	Ш	区	長	あて
ΗН	/ '		IX.	$\alpha$

商店街名	
代表者	
役職名・氏名	
住 所	

# 助成金精算書

年 月 日付 文書番号 で確定額の通知があった事業が完了したので、下記のとおり精算します。

記

1	商店街振興事業名	品川區	<b>区チャレンジマート事業(</b>		)
2	精算額等	(1)	精算額(確定額)	円	
		(2)	交付決定額	円	
		(3)	概算払受領額	円	
		(4)	返還予定額	円	
		(5)	追給予定額	円	

品川区長あて

商店街名	 
代表者	
役職名・氏名	 
住 所	

年度品川区チャレンジマート事業助成金に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

品川区チャレンジマート事業助成金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

 1 商店街振興事業
 品川区チャレンジマート事業(

 2 事業名
 円

 3 助成金額(確定額)
 円

 4 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
 円

 5 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
 円

 6 助成金返還相当額(項目 5 から項目 4 を引いた額)
 円

品川区長あて

商店	街名			
代表	者名			
住	所			

#### 財産処分承認申請書

品川区チャレンジマート事業により取得した取得財産等の処分について、下記のとおり申請 します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目および取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格(効用の増加した価格)および時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由